

## 令和3年度 国立大学法人大分大学 年度計画

(注) □内は中期計画、「・」は年度計画を示す。

### I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 教育に関する目標を達成するための措置

##### (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

**【1】** グローバルかつインクルーシブな視野を持ち地域・社会で活躍する人材を養成するために、平成28年度から外部英語試験を全学で活用するとともに、平成27年度に採択された地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)を踏まえ、教養教育における地域志向科目を必修化する。また、平成32年度までに各学部の教育プログラムに柔軟に対応できるような学事暦を導入し、社会のグローバル化、ダイバーシティ化に対応して、地域社会の課題、多様な文化、人々との相互理解に資する教育プログラムを実施する。

- ・ **【1-1】** 令和2年度に決定した外部英語試験の活用方法を確実に実施するとともに、令和2年度迄に得られた成績等を分析し、英語教育の在り方を見据えた上で、英語教育のさらなる改善につなげる。
- ・ **【1-2】** 大分大学のキャンパスで各国の留学生とともに修学し、「多文化共生」能力を身に付け、グローバル人材として活躍できる知識や実学を学ぶ教育プログラムを確実に実施し、その効果を検証する。
- ・ **【1-3】** 平成27年度に採択された地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)を踏まえ、教養教育において必修化した地域志向科目である「大分を創る科目」(基盤教養科目)及び平成30年度から全てを開講した課題解決型能力の育成を目指した授業を重点化した教養科目の「大分を創るトップアップ科目」(高度化教養科目)を実施した結果を検証し、必要に応じて科目を見直す。
- ・ **【1-4】** 令和2年度に導入した柔軟に対応できる学事暦にあわせて、各学部で実施している教育プログラムを着実に実施するとともに、必要に応じて改善する。

**【2】** 地域産業の発展・イノベーションの創出や人々の暮らしに貢献できる知識と技術、研究能力を有し、グローバルかつインクルーシブな視野で新たな課題の発見と解決ができる人材を養成する教育課程を整備する。また社会人の学び直しへの貢献度を高めるため、社会人学生・受講生、企業からの派遣者等の受入れ数を10%以上増加させる。

- ・ **【2-1】** 全学及び各学部で、ディプロマ・ポリシーとの関連性を踏まえて、地域産業の発展・イノベーションの創出や人々の暮らしに貢献できる知識と技術、研究能力を有し、グローバルかつインクルーシブな視野で新たな課題の発見と解決ができる人材を養成する教育プログラムを開発し、教育課程を整備する。また、これまでの「大分を創る科目」を検証するために2年次の終了時に、全学生を対象とした学修実績調査を行い、効果検証を行う。
- ・ **【2-2】** 社会人の学び直しへの貢献度を高めるため、社会人学生・受講生、企業からの派遣者等の受入れ数を10%以上増加させるために、リカレント教育、公開授業・公開講座及び正規授業科目を充実させる。

**【3】** 学生の能動的・主体的学習を促し、学習意欲向上や学生のキャリアパスを見据えた教育課程を担保するため、能動的学修(アクティブ・ラーニング)を取り入れた授業比率を80%以上に高める。

- ・ **【3】** アクティブ・ラーニングの実施状況及び学修成果の検証を踏まえ、学生の能動的・

主体的学修をより一層促進する。学習意欲向上や学生のキャリアパスを見据えた教育課程を担保するため、能動的学修（アクティブ・ラーニング）を取り入れた全授業比率80%以上を維持する。

【4】 改組後の教育学部において、教職への適性を重視した方式に入試を変更するとともに、児童生徒のICT（Information and Communication Technology）活用能力やアクティブ・ラーニングを支援しうる力量をもった義務教育教員を養成するための科目の新設等を行う。また、地域の学校現場での学習サポートを通して子どもの学習状況を理解する活動や附属学校における教育実習を充実させる等のカリキュラム改革を行うことに加えて、複数の指導教員が、1年次から卒業まで通して、個々の学生の特性を踏まえた修学指導や生活指導、教採指導を行う「メンタリング・コーチングシステム」を構築・実施することにより、教職への意欲付けを継続的に行う。これらの取組により、教員就職率（臨時採用を含み、大学院進学者は除く）を80%以上にする。

- ・【4】 総合型選抜を新たに実施することにより、将来、教職を目指す強い意欲をもった入学生の確保を行う。また、学部改革後の取組（入試方法、カリキュラム改革、メンタリング・コーチングシステム）により教職への意欲付けを行い、教員就職率80%以上を維持・向上させる。

【5】 大分県内唯一の教員養成系学部として、地域に密接した教員養成を行うため、県内高校への広報を充実することで大分県出身者の入学者を増加させるとともに、「小学校教育コース」において小学校重点化のカリキュラムや「地域の教育課題」等の授業科目を新設する。さらに地域の学校現場での学習支援ボランティア活動を実施することで、大分県小学校の教員採用試験の受験率・合格率を増加させる。これらの取組により、大分県の小学校教員の需要に対応し、大分県小学校教員における本学の占有率を55%にする。

- ・【5】 大分県の深刻な教員不足に対応するため、学生定員の時限的定員増を検討するとともに、大分県教育委員会、教員養成を行う県内大学と連携し、大分県公立学校教員志望者拡大のための取組（合同説明会の実施など）を協議、決定する。また、県出身の入学生拡大のための広報活動を充実させ、学生に対しては地域ボランティア活動や地域課題に関する授業科目を開設するなどの取組を行うことで県下の学校教育の現状についての理解を深め、大分県小学校教員採用試験を受験する学生を増加させ、現在の高い合格率を維持・向上させる。

【6】 新たに設置する教職大学院において、教職大学院における研究者教員と実務家教員が協働して行う、学校現場と大学との往還を通して具体化する課題解決型の教育、教員としての地域課題解決能力を向上させる教育、フィールドワーク、ロールプレイ、事例研究、アクションリサーチなどの実践的方法を取り入れた互いに学び合う教育により教職への意識と実践的指導力を向上させ、その修了者（現職教員を除く）の教員就職率85%を確保する。

- ・【6】 研究者教員と実務家教員が協働して行う、学校現場と大学との往還を通して具体化する課題解決型の教育、教員としての地域課題解決能力を向上させる教育、フィールドワーク、ロールプレイ、事例研究、アクションリサーチなどの実践的方法を取り入れた互いに学び合う教育により、学生の学校教育への理解を深め実践的指導力を向上させる。また、修了者（現職教員を除く）の教員就職率85%を確保する。

## （2）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【7】 学修やキャリア形成を支援するため、学修ポートフォリオ等を全学的に実施する体制を平成29年度までに整備する。併せて、教育の水準・質を保証し、学修成果の可視化を進め、社会が求める人材を育成するため、教学に関わるポリシーに基づいた体制を平成31年度までに整備するとともに、学修評価を活用してP D C A（Plan-Do-Check-Act）サイクルを確立し、改善する。

- ・【7】 教育マネジメント機構の下で、各種学生データを検証し、教育の水準・質を保証し、学修成果の可視化を進め、社会が求める人材を育成するため、各部局、教学マネジメント室、I Rセンター等が教学に関わるポリシーに基づき、学修評価を活用したP D C Aサイクルの機能を明確化する。

【8】 学部、大学院を通じて多様な価値観、俯瞰的能力を育成するため、高度な教養教育、全学共通カリキュラムを展開するための体制を平成29年度までに整備する。

- ・【8-1】 教育マネジメント機構と地域連携プラットフォームが主となり部局等と連携及び調整を図りながら、地域を重視した教養科目、高度化教養科目を実施する。基盤教育センターと各部局の連携により、令和4年度の開始に向けた学士課程における新しい教養教育の制度を企画し、開講科目、担当教員等の実施方法を確定する。
- ・【8-2】 令和元年度に明示した各研究科における構成要素を満たす科目を再確認したうえで、着実に実施する。

【9】 学術情報拠点など学内共用施設を活用し、専門・教養教育や学生の主体的・能動的学修を支援する体制を強化する。そのため、教職員がラーニング・コモンズ、I C T等の高度化に対応した教育支援システムの習熟を図るF D（Faculty Development）・S D（Staff Development）活動を進め、教員の参加者数を平成29年度までに全体の75%以上に高める。また能動的学修や実践的教育の教育プログラムを実施するための施設整備を行う。

- ・【9-1】 図書館情報リテラシー教育としての図書館の機能説明、情報探索、情報整理、情報表現という枠組みで、引き続き学生の学習支援を実施する。実施にあたって、オンラインの活用を促進する。
- ・【9-2】 教職員が、オンライン授業などのメディア授業に対応した教育支援システム等の習熟を図るF D・S D活動を進め、教員のF Dへの参加者数を全体の75%以上を維持する。学術情報拠点など学内共用施設の活用とともに、学生の能動的学修や実践的教育の教育プログラムを実施するための設備の整備を強化し、専門・教養教育や学生の主体的・能動的学修を支援する体制を強化する。F Dの受講を推進し、その実態を可視化するためのF Dポイントの制度化を進めるとともに、新たに制度化される教育コーディネータ向けのF D研修会を開催する。F D・S Dをより一層充実させるため、I Rセンターが中心となり効果の検証を恒常的に行うとともに、その分析結果をもとに教学マネジメント室が教育改善のための研修会を企画・実施する体制を構築する。

【10】 改組後の教育学部において、教師としての実践的指導力の育成・強化を図るため、学校現場で指導経験のある大学教員を第3期中期目標期間末には20%を確保する。また、指導経験のない大学教員に対しては、内地留学としての初等中等学校への派遣、公立学校や附属学校等における授業の実施、学校の教科書を用いた模擬授業を行うF Dなどの研修を実施する。

- ・【10】 教育現場における教育実践の実際について、学生教育に反映させるため、学校現場で指導経験のある大学教員比率を20%以上確保する。また、指導経験のない大学教員に対しては、附属学校園を活用したF Dや大分県教育委員会から講師を招いたF Dなどの研修を実施する。

### (3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

【11】 学生の多様性を踏まえ、キャリア形成に資するセミナー等の開催や、低学年からのインターンシップ等の積極的な導入を進めるとともに、学生が主体的に進路選択・決定が行えるよう、企業や事業所、官公庁と連携したセミナーを充実させ、参加企業数を第3期中期目標期間中に第2期中期目標期間末に比べて20%以上増加させる。

- ・【11】 本学主催/共催セミナーの参加企業数について、第3期中期計画を達成する。低学年からのキャリア形成に資するセミナーを企業と連携して実施し、低学年からのインターンシップへの積極的な参加を進めるための方策をもとにして、更に参加者数を増やす。

【12】 学生が健康的で十分にその能力を発揮できるように、福利厚生充実、経済支援の拡充、正課外活動への支援、並びに日常的な「学び」のサポートを充実させるとともに、障がいのある学生に対し、施設設備の改修を進める。

- ・【12-1】 福利厚生施設・課外活動施設整備活用計画に基づき整備を実施し、正課外活動の支援並びに計画の検証を行う。また、地域に貢献する正課外活動を支援する。さらに、正課外活動における「新型コロナウイルス感染症対策」を徹底する。
- ・【12-2】 大分大学修学支援事業基金の同窓会等への広報及び経済的に困窮した学生の支援を行う。
- ・【12-3】 学生が日常的に健康的で十分にその能力を発揮できる「学び」のサポートを充実させるための制度、組織として令和3年3月に新設された教育マネジメント機構が中心となって見直し、改善する。
- ・【12-4】 障がいのある学生に対して迅速に対応するため、支援が必要な障がいの種類とそれに対応する支援策を整理するとともに、障がいのある学生に対し、施設設備の改修を進める。

【13】 本学の特色である保健管理センターと「ぴあROOM」との機能的な連携により、学生の元へ出向いて対応する「アウトリーチ型」の心身の健康面での支援、学修面での支援を進める。また、各学部の教務面・学生生活面との一体的な連携を強化した学生支援体制を充実するために、学生並びに学内外専門家による評価を踏まえたPDCAサイクルを確立する。

- ・【13】 各学部の教務面・学生生活面との一体的な連携を強化した学生支援体制を充実するために、令和3年3月に設置した「学生支援センター」の学生相談支援体制を構築する。

### (4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

【14】 多様な能力をもった学生の受入れ、選抜方法の妥当性・信頼性の検証及び改善、高大接続をより一層推進するため、平成30年度までに、入学企画支援センターを発展的に改組して、アドミッション・オフィスを設置する。

- ・【14】 平成30年度に設置し、令和3年3月に教育マネジメント機構内に発展改組したアドミッションセンターにおいて、第3期中期目標期間中に実施した本学の入学者選抜について、選抜方法の妥当性、信頼性を検証し、報告書を作成する。また、新学習指導要領に基づいた令和7年度入学者選抜に向けて、選抜方法の見直し等の検討を開始する。

【15】 アドミッション・ポリシーに基づき、能力・意欲・適性を多面的に評価する入学者選抜方法を確立して、平成30年度に公表し、この方法による入学者選抜を平成32年度から実施する。

- ・【15】 令和2年度に実施した新たな入学者選抜方法について、学内外から意見等を聴取し、新学習指導要領に基づいた令和7年度入学者選抜に向けた改革に着手する。

【16】 国の『高大接続改革実行プラン』に示された高等学校教育と大学教育の連携強化を実現するため、大学レベルの教育に高校生が触れる機会を大分県内の全ての高等学校に提供する。

- ・【16】 令和2年度に実施したWebオープンキャンパスでの模擬授業公開により、中期計画の「高校生が大学レベルの教育に触れる機会を大分県内の全ての高等学校に提供する」は達成したが、視聴数を増やし高校生の大学進学へつなげるなどより大きな成果を得るため、アドミッションセンターのホームページ上で模擬授業の動画を公開するとともに県内の各高校を訪問し広報を行う。また、第3期中期目標期間中に高校生に対して提供した大学レベルの教育について、報告書を作成する。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【17】 本学の強みである「低侵襲医学研究」、「国際感染症研究」、「統計科学等基礎研究」、「生命・材料化学研究」等、ミッションの再定義に掲げた先端的な研究を重点領域研究として、戦略的に研究費支援を行い、その研究成果を論文発表や研究セミナー等で地域社会・国際社会に発信し、論文数・国際共著率、共同研究件数、科研費採択率等について第2期中期目標期間末に比し、第3期中にそれを上回るようにする。

- ・【17-1】 これまでの重点領域研究の推進について総括し、大学の強み・特色を明確にするためのプロジェクト、さらに他に類をみない新しい発想の芽生えや今後の大型研究費の獲得につなげるための研究費支援を行う。
- ・【17-2】 コロナ禍における社会情勢を踏まえながら、研究成果を社会に発信し、共同研究へのマッチング等を強化するため、効果的なセミナー・研究報告会等を計画的に企画する。
- ・【17-3】 研究力の質の向上のため、URAチーム等が国際共著論文を含む質の高い国際論文を作成するための支援策を行う。

【18】 分野や領域を越えた研究者の連携によるイノベーティブな研究を推進するため、全学研究推進機構を中心に経験豊富なシニア研究者が支援を行い、若手研究者等を国際的な学術コミュニティ（学会等）における研究リーダーに育成する。

- ・【18-1】 大分大学次世代リーダーの発掘とコア研究者グループ形成支援のため、全学研究推進機構が研究力分析を行い、リーダー人材を発掘する。また、研究関係部署等がその支援を行う。①研究力分析を実施、②人財の発掘
- ・【18-2】 認定研究チーム制度について、認定研究チームの支援評価システムを確立し、研究を活性化させるとともに、認定研究チームの外部資金獲得状況等について調査し必要な支援を行う。

【19】 国の指定した地域活性化総合特別区域としての東九州メディカルバレー構想（医療を中心とした東九州地域産学官連携）の特色を活かした「医工連携研究」、多様な地域産業に関連する「エネルギー関連技術開発・研究」、「ビッグデータを活用するIT技術研究」、「食品化学研究」及び「持続可能な建築・地球環境創成研究」等に取り組み、地域活性化の中核的研究拠点としての機能を強化する。

- ・【19-1】 「医工連携研究」の促進のため、URAチームが学内研究者のマッチングを行うとともに、臨床医工学センター、産学官連携推進機構、全学研究推進機構が連携して、医療機器ニーズ探索交流会、医工連携セミナーなどを開催し、企業とのマッチングを促進し、地域活性化協働拠点を創出する。
- ・【19-2】 「エネルギー関連技術開発・研究」、「ビッグデータを活用するIT技術研究」、「食品化学研究」及び「持続可能な建築・地球環境創成研究」等の促進のため、共

同研究パートナー等を見つけ出す。

【20】 地方自治体などと連携・協力し、「地域の福祉課題や教育課題に関する研究」や「地域経済に関する研究」に取り組み、まちづくり、地域の活性化の向上に寄与する。

- ・【20-1】大分県内の自治体や福祉関連機関と連携・協力し、地域の福祉やまちづくり、地域コミュニティや地域経済の活性化に関わる調査研究事業等の取り組みを進める。特に、地域に根差した具体的な実態や取り組み課題の把握、福祉関連事業の効果の検証等に関する研究事業を実施するとともに、それらの成果を地域へフィードバックする。
- ・【20-2】対象の市町村と協議の上、市内全域で希望するすべての家族を対象に、開発した問診票や家族アセスメント票を活用し、その結果に基づき、専門機関につなぎ具体的な相談支援を提供するシステムづくりのための研究を実施する。
- ・【20-3】地域の教育課題について協議・意見交換・情報交換するため、大分県教育委員会と「県教育委員会と大分大学教育学部等との連携協力推進協議会」を、大分市教育委員会と「大分市現職教員教育等連携推進協議会」を開催する。

【21】 福祉と医療の連携を基礎とした地域包括ケアシステムを支える研究コミュニティーを形成し、文系医系融合型の新たな研究領域を創生する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【21】前年度までの取組に引き続き、行政機関との意見交換会の開催を通して研究コミュニティーの構築を図る。

【22】 イノベーションをもたらす基盤的な研究や若手研究者・女性研究者の活動に対し、重点的な研究費の配分、男女共同参画事業等との連携、U R A（University Research Administrator）チームによる研究戦略支援等を行い、研究機関及び企業等との共同研究・受託研究の合計件数を第2期中期目標期間末に比し、10%以上増加させる。

- ・【22-1】若手研究者、女性研究者の研究活動を支援するため、学長戦略経費等の重点的な配分を行い、U R Aチーム等が研究助成獲得支援や成果をもとにした共同研究・受託研究のマッチングを行う。
- ・【22-2】研究者の能力が十分発揮できる研究環境の総合的な整備を図るため、女性研究者及び女子大学院生を対象とした「学会派遣支援」を実施すると共に、育児・介護中のため研究補助を必要とする男女研究者に、研究サポーターを派遣する。また、女性研究者の科研費等の採択率向上を図るため、女性研究者を対象としたメンター制度を実施する。また、平成29年度採択された科学技術人材育成費補助金「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（牽引型）」事業として、女性研究者等をリーダーとした産学連携研究の実施や、企業等と連携した、研究力向上を目的としたセミナー等を開催する。
- ・【22-3】イノベーションを創出する萌芽的研究プロジェクトを創出するために、U R Aチーム等が萌芽的研究プロジェクト等の支援及びその成果に基づく共同研究・受託研究を開拓する。

## （2）研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【23】 優れた研究を推進するため、U R Aチームが中心となって国内外の研究資金情報の収集、分析、発信を行うとともに科研費、外部研究資金等申請書のブラッシュアップ、ピアレビューを行うなど、採択に繋がる効果的な支援体制を構築する。

- ・【23-1】優れた研究を推進するため、U R Aチーム等が中心となって国内外の研究資金情報の収集、分析、発信するため、これまでに構築した支援体制のもとで、機動的・戦略的に以下の活動を展開する。①科研費以外の研究助成情報審査項目の変更点等情報収集等、②第6期科学技術基本計画や科研費審査変更点の情報収集等、③必要情報の分析と効果的

な発信。上記により、外部資金への応募を促進するとともに、これらの活動により研究支援実施体制を確立する。

- ・【23-2】 これまでに構築した支援体制のもと、外部資金採択率向上への支援や採択につなげるため、科研費ステップアップ・大型化、個人研究から学内外共同研究チームの形成の促進を視野に、科研費やその他外部研究資金等申請書のブラッシュアップ等を行い、効果的な支援を行う。

### 3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【24】 九州や大分県に関する学生の知識・理解の深化に資する科目を整備するなど、地域の自然や社会・文化等地域課題に関する教育・研究を充実することにより、県内定着志向を高める。

- ・【24】 新たに構築した地域連携プラットフォーム体制のもと、COC+事業で構築した教養教育プログラムを実施するとともに、「おおいた共創士」並びに「おおいた共創士『匠』」認証の教育活動をこれまでと同様に実施する。

【25】 地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）を踏まえ、県内の公私立大学等や地元企業・経済団体等、大分県・市町村との協働により、地域が求める人材を育成するための教育改革を実行し、地域の課題解決に向けたリーダーを育成するとともに、地域産業の振興、雇用の創出に寄与し、県内就職率を第3期中期目標期間末に第2期中期目標期間末に比べ10%以上向上させる。

- ・【25-1】 就業力育成学習プログラム等での地場企業・団体等の連携事業を積極的に継続実施する。COC+を継承した連携事業として、「県内企業と学生のマッチング促進」、「インターンシップ、フィールドワークの充実」、「シーズとニーズのマッチング促進」の分野で、他大学等、企業、地方公共団体、大分労働局と連携して以下の事業に取り組む。
  - ① 県内企業と学生のマッチング促進
    - ・シゴト発見フェスタ
    - ・業界研究セミナー等
  - ② インターンシップ・フィールドワークの充実
    - ・インターンシップフェア
    - ・利益共有型インターンシップ
  - ③ 「おおいた共創士」認証制度を運営する
- ・【25-2】 COC+における教育プログラムでの成果をもとに進展してきた産業振興・地域振興にかかわる事業の検証結果を基に、コロナ禍における社会情勢を踏まえながら、引き続き企業・自治体等と連携し、新たな事業の展開を模索する。

【26】 包括協力協定を締結している大分県や市町村、地元企業との連携により、中小企業の経営戦略から自治体の地域政策に至る地域再生の社会ニーズに応えるため、地域経済社会に関する総合的な研究を組織的に実施するとともに、防災シンポジウム等の安全安心社会形成のための取組を地域社会と協働して実施する。

- ・【26】 コロナ禍における社会情勢を踏まえながら自治体等との意見交換の場を設け、地域ニーズの収集及び情報交換を行った上で、収集した地域ニーズを踏まえた取組を行う。防災・減災に関しては、頻発する自然災害に対峙するため、国や大分県及び関係自治体や関連主体と連携し、持続可能な地域防災・減災社会の構築を目指した取り組みの促進、具体化を図る。地域活性化に関しては、地元金融機関と連携し、県内の中小企業を対象とした調査研究を実施することで、地域の産業や企業の発展及び活力あるまちづくりへの取り組みに貢献し、具体化を図る。

【27】 「防災シンポジウム」や「Jr.サイエンス」事業等、地域に開かれた本学の社会貢献活動として実施している大学開放事業においては、これまでより更に多くの地域住民に大学の教育・研究活動の成果の一端を紹介・提供することができるよう、地域住民のニーズを踏まえつつメニューを点検・整備することにより、大学開放事業数を第3期中期目標期間末に第2期中期目標期間末に比べ、25%以上増加させる。また、地域住民に高等教育レベルの学習機会や「学び直し」の機会を提供する公開講座・公開授業数については、ニーズに対応し全学連携の下に第3期中期目標期間末に第2期中期目標期間末に比べ、10%以上増加させる。さらに、地域貢献と学生の地域課題解決能力の向上を目的に実施している「大分大学活き<sup>2</sup>プロジェクト」等の学生の主体的な取組に対する指導・助言を充実し、参加学生数を増加させる。

- ・【27-1】 コロナ禍における社会情勢を踏まえながら、各部局や全学で実施する県民対象事業等の大学開放事業を継続的に推進し、件数の増加を図る。
- ・【27-2】 研究成果を還元する講演会・シンポジウム、地域社会に高等教育レベルの学習機会を提供する公開講座・公開授業を開発・運営し、コロナ後の社会状況を見据え、オンライン講座など新しい方法や機能を持つ講座を開発する。さらに、特定領域における公開講座・公開授業のパッケージ化について、第4期での実施に向けた開発を行い、履修証明については、受講者のニーズや地域での活用システムの整備などを検討しつつ、制度設計を行う。
- ・【27-3】 「大分大学活き<sup>2</sup>プロジェクト」等について、前年度に改善した募集要項を周知し、参加学生数増加につなげる。また、「ベンチャービジネスプランコンテスト」については、前年度に強化した指導・助言体制を基に学生の主体的な取組を活性化し、応募件数の増加につなげる。

【28】 産学官連携で創出される知的財産について、セミナー等を開催し学内外の意識を高める取組を組織的に実施する。

- ・【28】 教職員・学生及び学外一般者を対象に、知的財産に関する意識向上を図るため、産学官連携推進機構が中心となり、コロナ禍における社会情勢を踏まえながらセミナー等を開催する。また、知的財産に関する新しい話題を収集し、その情報を学内外で開催される各種イベント活動等において積極的に発信していく。

#### 4 その他の目標を達成するための措置

##### (1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

【29】 新たに策定する「国際交流推進戦略」に基づき、アジア諸国を中心に世界各国から留学生の戦略的な受入れを推進し、留学生平均在籍者数を第2期中期目標期間末に比し、15%以上増加させる。また、英語による授業科目を増やし、受入留学生と日本人学生との交流のための科目を設けて充実させ、海外への留学に繋げるとともに、短期語学研修等の参加者を第2期中期目標期間末に比し、50%以上増加させる。

- ・【29-1】 ポストコロナ時代の教育研究の在り方を踏まえ、令和2年度に延長・改定した大分大学の国際交流推進戦略（2016～2021）に基づき、受入留学生数及び派遣留学生数を、第2期中期目標期間末に比して増加させるとともに、日本人学生と留学生が同時に受講可能な「大分大学国際フロンティア教育プログラム」を充実させ、学内のグローバル化を図る。
- ・【29-2】 受入留学生数、派遣留学生数を増やすため、新たな協定校を開拓する。

【30】 グローバル化を推進するため、研究者（大学院生を含む）の海外派遣数及び海外の大学等からの受入れ数を第2期中期目標期間末に比し、10%以上増加させる。

- ・【30】 新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえた新たな「大分大学の国際交流推進戦



略（2022～2027）」を策定し、大学のグローバル化を推進し、財政的基盤を拡充するために、省庁各種競争的資金を積極的に申請・受入れを行う。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により海外渡航が制限されている状況ではあるが、可能な範囲で研究者（大学院生を含む）の海外派遣数、及び海外の大学等からの受入れを再開し、派遣・受入数を第2期中期目標期間末に比し、10%以上増加させることを目指す。

【31】 欧米に加えて、更に東南アジア、アフリカと、経済活動のグローバル化に関する交流を展開し、国際シンポジウム等により成果公開を実施する。

- ・【31】 ポストコロナ時代の教育研究の在り方を踏まえ、令和2年に延長・改定した「大分大学の国際交流推進戦略（2016～2021）」を踏まえ、欧米に加え、東南アジア、アフリカ等と、国連が定めた持続可能な開発目標SDGsに沿った経済活動のグローバル化に関する交流の展開や、国際シンポジウム等により成果を公開するとともに、省庁、国際機関などの外部研究資金等を利用し、ASEAN地域を中心としたグローバルな国際共同研究を展開する。

【32】 アジア諸国を始めとする途上国への貢献のため、国の指定した地域活性化総合特別区域としての東九州メディカルバレー構想等により、医療分野での人材育成支援、開発協力などを行う。

- ・【32】 新型コロナウイルス感染症の今後の感染状況に応じ、以下の事項を実施する。令和2年度に延長・改定した「大分大学の国際交流推進戦略（2016～2021）」に基づき、アジア諸国をはじめとする途上国への国際貢献のため、国が指定した地域活性化総合特別区域における東九州メディカルバレー構想や本学が中心となり立ち上げた「アジア内視鏡人材育成大学コンソーシアム」、「アジア内視鏡人材育成病院コンソーシアム」や「アジア医療教育研修支援機構」等により人材育成を推進し、医療機器開発への協力も推進する。また、SATREPS事業により、フィリピンにおける狂犬病撲滅に向けた共同研究活動とともに、フィリピンの感染症対策の充実にも注力する。

## （2）附属病院に関する目標を達成するための措置

【33】 高度急性期医療機能の強化、患者診療環境の改善、教育病院として機能充実のため、附属病院再整備計画に基づき、西病棟、外来棟及び中央診療棟の再整備工事を完遂する。

- ・【33】 高度急性期医療機能の強化、患者診療環境の改善、教育病院としての機能充実のため、再整備工事計画として外構整備等について、検討する。

【34】 地域包括ケアシステムに対応するため、総合患者支援センターを設置し、地域医療機関及び福祉関係機関との連携を強化する。具体的には、以下の項目を実施に移す。

- ◆再診予約制度の徹底と運用の改善、初診予約制度の拡大、地域連携パスの運用の拡大、地域の医療機関情報の収集とデータベース化
  - ◆入院支援、医療福祉相談、退院援助の強化
- これらの取組によって、紹介率80%、逆紹介率70%以上とする。

- ・【34-1】 がん地域連携クリティカルパスの運用件数を維持する。拠点病院が作成した共同診療計画表を用い、かかりつけ医と連携医療機関と情報を共有し、がん患者の診察を継続する。拠点病院での標準治療を地域の医療機関にも示し、大分県全体の医療水準の向上につなげるために、連携医療機関へ訪問する。脳卒中地域連携クリティカルパス算定件数の拡大を図る。
- ・【34-2】 医療情報ネットワークを活用して、入退院支援、患者サービス、相談、地域連携の強化に取り組む。

【35】 高度医療及び専門診療に対応した先進的な診療設備等の導入更新を計画的に行う。特に本学の強み・特色である低侵襲手術の機能向上を図るため、内視鏡手術室並びに血管治療手術室に最新の設備機器を整備する。

- ・（平成30年度完了）

【36】 地域の災害拠点病院として、大分県など地方公共団体及び九州地区大学病院との連携を強化するとともに、南海トラフ地震を想定した災害時の優先業務の選定やライフラインの復旧手順など具体的業務対応策を策定し、病院機能の維持を担保するとともに、災害時に必要な備蓄品について、計画的に整備する。

- ・【36】 策定したBCPについて、訓練を通じて点検・是正措置を実施し、見直しを図る。

【37】 術後早期社会復帰に寄与する腹腔鏡手術やロボット支援手術は、開腹手術に比較して高度の技量を要することから、周術期合併症、器械の故障や不備等を関連する医師、看護師、臨床工学技士等と医療安全管理部が共同で検討する体制を整え、これらの低侵襲治療に関する医療安全のシステムを構築する。

- ・【37-1】 低侵襲治療に関する医療安全のシステムを構築する。
- ・【37-2】 低侵襲治療チェックリストを確定する。

【38】 医療法改正により新たに義務付けられた医療事故調査に適切に対応できるよう、医療安全管理部の体制整備を行う。また、地域における医療安全管理の充実を図り、地域基幹病院等と定期的に事例報告及び原因分析と対策について検討を行うシステムの構築並びに地域の医療施設における医療事故調査への相互協力体制の構築を行う。

- ・【38-1】 地域の医療施設との相互協力体制を構築する。
- ・【38-2】 地域の医療施設における医療事故調査制度への協力体制システムを構築する。

【39】 一貫した卒前卒後教育が可能な新たな教育組織の整備等、医学部及び病院全体で研修医を育成する体制を構築する。これにより、初期研修医マッチング率を募集定員の80%以上とすることを目標とし、大分県の地域医療における喫緊の課題である医師確保の改善を図る。また、総合診療医を含む新専門医制度に対応した後期研修プログラムを充実させ、研修医、医員等の若手医師にキャリアプランを示し、地域医療に貢献できる人材を育成する。

- ・【39-1】 医学部及び病院全体で研修医を育成する体制（「医学教育統括会議（MEDIC）」）を推進し、最終的には初期研修医マッチング率の募集定員80%以上を達成する。
  - ・診療参加型臨床実習の評価方法を見直す。
  - ・研修プログラムの内容を見直す。
  - ・研修評価方法を見直す。
  - ・卒後臨床研修センターの専任教員による全研修医の個別面談を実施する。
  - ・メンター制度を引き続き実施する。
- ・【39-2】
  - ・複数の講座にまたがりプログラム内容等が非常に複雑な領域（内科、外科）は、卒後臨床研修センターで研修プログラムを管理（後期専攻医の研修実績及び評価等の記録）する。
  - ・講座（診療科）だけでマネジメントできる領域は、その講座（診療科）で研修プログラムを管理する。
  - ・後期専攻医の専門医資格取得までの全過程を人的及び物的・質的に支援し、全後期専攻医の基本領域専門医取得を目指す。

【40】 サージカル・ラボ、スキルスラボセンター等を活用し、本学医学部生、研修医、学内外の医師及びコ・メディカルを対象に、安全な低侵襲医療に関する実践的な教育を行い、質の高い医療人を育成するとともに、JICA等を通じて海外の医療従事者を受入れ、医療技術の習得支援による国際貢献を行う。

- ・【40-1】 本学の強みである低侵襲手術の知見、技術を学生、研修医及び学外の医療人に教授するため、本学の持つ人的資源、設備・機器など物的資源を活用した実践的な教育を行い、質の高い医療人を育成する。①医学生・研修医・専修医の各習熟度に応じた3ステップ外科技術教育プログラムによるサージカル・ラボ及びスキルスラボを用いた医療技術者の受入について、研修生の受け入れ増加を図る。②若手外科医のトレーニングのため、「遺体を用いた手術手技研修」を開催し、学内外の研修生を受け入れる。③サージカル・ラボを用い、企業と共同で医療器具開発に関する実技検討会を年間2回以上実施し、安全な低侵襲性手術を実現しうる医療デバイスを開発する。
- ・【40-2】 本学の強みである内視鏡外科手術及び内視鏡治療等について、主に東南アジア等海外の医療従事者に対して医療技術の習得支援を行い、当該国の医療水準の発展並びに本邦の優れた内視鏡外科手術及び内視鏡治療の海外普及に貢献する。①アジア10か国の消化器外科医を対象に、本学の指導医が国内及び海外にてトレーニングコースを開催し、内視鏡外科手術の技術習得の支援を行う。【消化器外科】②海外の外科医を本学に一定期間受け入れ、手術見学やサージカル・ラボを利用し、内視鏡外科手術の技術習得の支援を行う。【消化器外科】③早期胃癌の診断と内視鏡治療（粘膜下層剥離術）について、ブロードバンドを用いて海外に配信する。【消化器内科】④早期胃癌の診断と内視鏡治療（粘膜下層剥離術）について、海外から研修生等（大学院留学生含む）を受け入れ、内視鏡治療室等を利用してトレーニングを行う。【消化器内科】

【41】 良質かつ安全な医療を提供するという社会的要請に応えるため、高度な知識・技術と臨床経験を備える専門・認定薬剤師、組織運営上の優先度が高い分野の認定看護師（年間2名程度）、幅広い分野の専門看護師など質の高いコ・メディカル職員を計画的に育成する。

- ・【41-1】 高度な知識・技術と臨床経験を備える質の高い専門・認定薬剤師である医療薬学専門薬剤師及び日本医療薬学会がん専門薬剤師を計画的に育成する。そして、研修会の計画・開催、学会・講習会への参加支援、論文作成及び学会発表の指導、薬剤管理指導方法の指導、等の教育を充実させる。
- ・【41-2】 ①多様な分野の専門看護師、認定看護師を計画的に育成する。②高度急性期病院におけるチーム医療の役割を担うため、診療科の専門性に特化した学会認定看護師を育成する。③専門・認定看護師の資格取得後は、院内での教育・指導・実践及び院外講師、地域医療機関での実践的な指導、教育を行い、地域医療の質向上に貢献し、毎年その実績を蓄積する。④特定行為研修指定研修機関として承認を得て、令和3年10月に開校し、院内者対象に特定行為研修を実施する。特定行為研修修了者が院内で特定行為を実施するための体制を整備する。

【42】 国内及び海外の様々な研究機関との連携による地方大学にも実現可能な連携型ARO (Academic Research Organization) を整備し、本学の特徴である臨床試験のための専用病床（クリニカルトライアルユニット）を活用することで、特殊な薬物動態や薬理学等の新しい臨床的評価法を技術基盤として確立させて、医薬品開発を加速させる。

- ・【42-1】 クオリティマネジメントについてはさらなる実績を積み上げる。臨床試験に際して行うべき作業、作成する資料など、本学で準備できる能力やスキルの構築を行う。また、医師主導治験、自主臨床試験についての（有料の）外部モニター制度を導入するとともに、他大学と人材を協働できる体制整備を検討する。コスト管理への取組を継続させ、外部資金とその間接経費等を用いた課金制度の整備等については実施可能なものから優先

して行う。更には、他のAROと連携しARO機能の相互チェックを実施する。その結果を踏まえてARO機能の見直しや改善を行う。令和3年度を目途に、強固な教育体制を確立する。例として、定期的な全学的教育の機会を提供し、本学の医学系研究者が、適宜変更される国の臨床試験に関する法令・省令・指針等を最新の情報として理解し、高いコンプライアンス意識の下で臨床試験を実施できる体制を構築する。また、研究者の受講状況を把握できる体制を作る。研究倫理の教育体制も充実させ、eL CoREの受講促進を行う他、臨床倫理学の専門家を研究倫理の教育担当者として選任することを予定する。令和3年度には、産学連携をさらに進めることにより、画期的医薬品開発に必要な多くの機能を集積させることにより医薬品開発クラスターの整備を目指す。

- ・【42-2】臨床試験の質を向上させる取組の一環として、研究コンサルティングを充実させる。特に医師主導治験、特定臨床研究のコンサルテーション機能を強化する。相談業務に関する経験を蓄積し、内部シーズのみならず、外部シーズ（例、他大学の研究テーマ、企業治験における開発戦略）にも対応できる人員を育成する。
- ・【42-3】外部研究組織との連携により医薬品開発の意思決定に必要な薬物動態またはバイオマーカーの新しい評価法や生理学的薬物動態モデルを用いたPK解析方法等を用いて、CTUを活用した医師主導治験等を実施することにより、アンメットメディカルニーズを満たす画期的新薬の開発を促進する。令和3年度にかけてCTUでの研究数を増加させるとともに、それを実現可能とするコスト管理を行い、また外部資金とその間接経費等による人員の確保（増員）を進める。試験の需要によっては、人員の充足を優先する。
- ・【42-4】特定機能病院としての要件を満たしていくには、医師主導治験や、医師主導臨床試験の支援に焦点を転換していく必要がある。そのため、試験の計画段階から医師主導治験実施までのARO支援体制を確立する。支援スタッフに関しては必要人員のワークロード管理体制を整備し、コスト管理を行うことで、外部資金等を必要に応じて使って業務をアウトソーシングできる体制（例、派遣型CRCの導入）を整える。IRB事務業務に対しても、コストを見直し、継続可能で効率的な体制を確保する。令和3年度までには、大学として優先的に支援すべき臨床試験（例、医師主導治験等）についてのプライオリティを決定する仕組みを作り、適切なシーズ管理を可能とするマネジメント機能を整備する。それにより、大分大学医学部附属病院に要求される臨床試験の数のみならず質も担保する。コスト管理と有効な資源確保については、ニーズ次第では、計画の優先順位を変更する。

【43】 疾病構造の変化に対応し、認知症疾患等にかかる高度医療・先進医療を推進する。特に認知症先端医療推進センターが中核となり、PET診断技術に関する研究や産学官連携による認知症の新規治療法を開発する。

- ・【43-1】アルツハイマー病診断検査としてFDG-PET検査の保険収載を目指した薬事承認申請に向け、関連企業やPMDA／厚生労働省との協議や、成果報告準備への協力を継続する。
- ・【43-2】令和2年度に引き続き、軽度認知障害診断システムの臨床活用に向けた横断的・縦断的データベース整備・解析及び介入試験を継続する。
- ・【43-3】令和2年度に引き続き、血液脳関門通過型抗体を作成する。
- ・【43-4】令和2年度に引き続き、抗体を利用した新規画像診断マーカーの開発を進める。

【44】 社会環境の変化や診療報酬改定、国及び県の医療政策等に柔軟に対処し、病床稼働率、平均在院日数、医療費率、後発医薬品率等の経営改善状況、その他測定可能な評価指標を用いたインセンティブ制度を構築し、病院収入増及び経費削減を図り、経営基盤の安定化に努める。なお、病院再整備完了後の経営改善目標を次のとおりとする。

- ◆病床稼働率88%以上・平均在院日数15日以内・医療費率40%以内
- ◆後発医薬品率（数量ベース）60%以上

- ・【44-1】平均在院日数の短縮により、入院診療単価の向上に取り組むとともに、新型コロナ

ナウイルス感染症の状況を踏まえ、病床の効率的な運用を実現し病床稼働率の安定維持を図る。

- ・【44-2】 クリニカルパスの活用を推進するため、クリニカルパス推進委員会で病院としての目標値、それを達成するための各診療科の目標値を設定した。また、適用率を向上させるため、クリニカルパス推進チームを活用し、パスに適した診療行為のうち、適用率の多い診療行為を重点的に推進することを取り決めた。パス作成と並行してバリエーション評価を行い、使いやすい、無駄のないパスへの改善に向けて取り組んでいく。
- ・【44-3】 医療費率削減のため、部門別・患者別減価計算の分析、契約価額の改善、消費情報の取得による分析精度の向上を図り、収益性（収益増・経費削減）の改善に努める。
- ・【44-4】 後発医薬品採用比率の向上を図るため、定期的な切り替え及び他大学の採用状況を参考とした切り替えを推進する。また、抗菌薬と造影剤に加え後続品（バイオシミラー）の採用拡充にも取り組む。
- ・【44-5】 病院収入を安定的に確保するため、適切なルールにより診療科別の目標値を設定するとともに、その進捗状況を管理する。
- ・【44-6】 HOMA S 2やDPC分析ソフトの活用など経営分析の活性化により、増収・経費削減を図る。
- ・【44-7】 薬剤師を適切に配置し、薬剤管理指導料と病棟薬剤業務実施加算1算定による診療報酬の増加を図る。また、病棟薬剤業務実施加算2の算定を開始する。
- ・【44-8】 診療活動の活性化を図るため、新たなインセンティブ制度による評価を検討する。

### （3） 附属学校に関する目標を達成するための措置

【45】 附属学校園は、教育実習機能の高度化を進めるため、教育学部・教育学研究科が養成する実践的な指導力の資質・能力の指標作成に参画し、教育実習での実施を踏まえ、その妥当性を学部・研究科の教員と協働して、検証・分析・整理し、指標の改良を行う。

- ・【45】 平成29年度に作成した「実践的な指導力の資質・能力の指標」に基づき、四校園及び協力校において教育実習の評価を実施する。また、卒業生の追跡調査に基づき、教育実習の成果を経年比較し、検証し、教育実習機能の高度化を進める。

【46】 大分県教育委員会等と連携の下、大分県の教育課程研究協議会での課題（各教科の授業改善・学びに向かう力等）を共有し、その課題解決のため学部のリソース等を活用して実践研究を行い、公開研究会等の開催等を通じて、その成果を地域に還元し、また学部のカリキュラム等に反映させる。

- ・【46】 学習指導要領改訂の動向を踏まえ、大分県教育委員会等との連携の下、前年度に引き続き実践研究を行い、公開研究会等を開催する。また、その成果を学部のカリキュラム等に反映する方策を検討し、実行する。

【47】 初等中等段階からグローバル化に対応した教育環境づくりの推進のため、英語で積極的にコミュニケーションができる人材育成を目指した附属小学校・附属中学校の連携による外国語（英語）教育カリキュラム等を作成・実施する。

- ・【47】 附属小学校、附属中学校において、作成した外国語（英語）カリキュラムを基に、授業を実施し、カリキュラムを改善する。また、実践研究により得られた成果を発信・公開し、検証する。

## II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

【48】 ガバナンス体制を強化するため、法人運営組織の役割分担を明確にすることによって、権限と責任が一致した意思決定システムを確立するとともに、副学長の役割の見直しを含め、学長の補佐体制を再構築する。

- ・【48】 令和3年9月末で理事等の任期が満了することに伴い、前年度の検証結果を踏まえ、学長の次期補佐体制を構築する。

【49】 大学運営の改善に資するため、経営協議会等の学外有識者による意見を積極的に求め、大学運営に反映させる。その反映状況を大学ホームページで公表する。

- ・【49】 経営協議会及び将来構想検討会の構成員である学外有識者からの意見を大学運営に反映させ、その反映状況を大学ホームページで公表する。また、第3期中にいただいた意見を総括し、大学運営に反映されているか検証するとともに、その結果を大学ホームページで公表する。

【50】 教員組織と教育組織を分離するなど、教員組織の見直しを行い、教員の人事管理を大学全体として統括し、学内の人的資源を効果的に活用する体制を構築する。

- ・（平成30年度完了）

【51】 戦略的・機動的な大学運営に資するため、I R機能を担う組織等において、学内外に散在するデータの収集・分析を行い、学内の意思決定や業務の改善などに活用する。

- ・【51】 I Rセンターにおいて学内外の各種データの収集・分析を行い、学長、理事等からの指示や要望に応じたデータを提供するなど、意志決定や業務改善につなげるサイクルを構築する。

【52】 学長のリーダーシップを発揮するための予算を一定枠確保し、本学の機能強化に資する取組等への配分を戦略的・重点的に行う。

- ・【52】 学長のリーダーシップの下、本学の強み・特色を踏まえた機能強化の方向性に沿った取組を更に進めていくため、学長戦略経費を3.1億円以上確保し、戦略的・重点的な配分を行う。

【53】 国内外の優秀な人材の積極的登用などにより教育研究の活性化を図るため、承継教員の10%を年俸制適用者とし、業績評価を含めた安定運用を行う。併せて、混合給与制等の新たな人事・給与システムの検討及び導入を行う。さらに、40歳未満の優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大し、教育研究を活性化するため、若手教員の雇用に関する計画に基づき、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員としての雇用を、若手教員比率18.2%を目指して促進する。

- ・【53-1】 新たな年俸制導入に伴い、新規採用者への適用及び既在職者（月給制）からの移行の推奨を行い、当該年俸制への適用を促進する。なお、新たな年俸制及び年俸制導入促進費を活用した旧年俸制適用教員については、引き続き業績評価を実施する。また、若手研究者の雇用を促進する。
- ・【53-2】 引き続き、混合給与制の制度について、各部局に周知し、活用を促進する。

【54】 全学的な視点から、全体の教職員に係る人件費管理のため、継続的な人件費シミュレーションを行い、適正かつ効率的な人事管理を実施する。

- ・【54】 全体の教職員に係る人件費管理のため、人件費シミュレーションを行い、適正かつ効率的な人事管理を実施する。

【55】 女性教員採用枠の確保、子育てや介護支援によるワーク・ライフ・バランスの実現等研究活動のサポートを通じ、平成24年度に本学独自に策定した「女性研究者在籍割合20%達成計画」（平成25年度～平成34年度）を達成するために、平成30年度までに女性研究者在籍割合が19%を超えるよう計画を実施する。

- ・【55】引き続き、研究者のワーク・ライフ・バランス実現を図るため、子育て・介護中の研究者を支援する研究サポーター事業及び育児支援サービス補助事業を実施するとともに、且野原キャンパスの保育支援の充実に取り組む。また、女性教員比率の向上を図るため女性教員比率のインセンティブを反映した予算配分を行い、女性研究者在籍割合20%を維持する。

【56】 役員、管理職の交代時において積極的な女性登用を行うことにより、理事等の役員に占める女性比率を12.5%以上、管理職に占める女性比率を14.6%以上とする。

- ・【56】女性の管理職登用を推進するためのセミナー等を引き続き開催する。

## 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【57】 不断の改革の観点から、教育研究組織について、アンケート調査、ステークホルダー・ミーティングでの外部有識者の意見、また、大分県等地方自治体の意見等を収集・分析し、時代や社会のニーズに即した恒常的な見直しを行うため、学長の下に全学的かつ機動的な検討体制を整備する。

- ・【57】2040年を見据えた本学の長期ビジョン「大分大学ビジョン2040(仮称)」を学長の指示の下、長期戦略等策定会議において検討・策定する。令和5年度設置予定の医学部メディカル・イノベーション学科(仮称)の開設に向けた検討を進め、文部科学省への申請手続きを行う。また、教育マネジメント機構、研究マネジメント機構において、教育・研究に係る改革を進める。

【58】 「地域包括ケアシステム」を担う人材養成が求められているという地域社会のニーズを踏まえ、地域包括ケアシステムのリーダーとなりうる人材を養成するため、本学の持つ特色・強みである医療と福祉、心理のリソースを融合した「福祉健康科学部」を平成28年度に設置する。

- ・(令和元年度完了)

【59】 教育福祉科学部のもつ特色・強みを伸ばし、大分県唯一の教員養成系学部として教員養成機能を強化し、地域密接型教員養成を担う使命を達成するために、平成28年度から、教育福祉科学部を教育学部に改組する。また、教員養成の機能に特化するために、情報社会文化課程及び人間福祉科学課程は廃止する。

- ・(令和元年度完了)

【60】 大分県の小学校教員需要の平成38年度以降の減少に対応するため、平成33年度までに、社会のニーズ等及び4年間の実績を踏まえ、小学校教育コースの入学定員を減ずる方向で見直しを行う。

- ・【60】大分県からの要望を受けて、現下の県内の著しい教員不足に対応するため、大学全体の学生定員のシフトにより、時限的な入学定員増を検討する。

【61】 教育委員会等との連携の下にスクールリーダーや有力な新人教員を養成するため、平成28年度に教職大学院を設置する。その後4年間の移行期間を経て、平成32年度には教育学研究科の学校教育専攻を廃止し、教職開発専攻(教職大学院)に一本化する。

る。

- ・【61】教育学研究科を設置計画に沿って運営し、設置計画履行状況等調査に対応する。

【62】 経済学部については、平成28年度までに高校生・卒業生就職企業等への調査等により教育研究組織の見直しを行い、平成29年度に前年度までの調査による社会的なニーズを踏まえ、地域社会におけるイノベーション（新たな価値の創造）を教育研究の対象とする学部改組を行う。

- ・（令和2年度完了）

【63】 工学部については、平成28年度までに高校生・県内外の求人企業・卒業生就職企業等への調査等により教育研究組織の見直しを行い、平成29年度に前年度までに実施した調査等による社会的なニーズを踏まえ、「理」の要素を取り入れた学部改組を行う。

- ・（令和2年度完了）

【64】 工学研究科は、平成33年度に、先行して実施した学部改組を基に、企業、自治体へのニーズ調査等を踏まえ、教育研究組織、規模の見直しを行う。

- ・【64】工学部を改組し平成29年度に設置した理工学部の第1期生について、工学研究科（博士課程前期）において卒業生を受け入れるとともに、企業、自治体等のニーズ調査等を踏まえ、新たな教育プログラムを計画的に実施する。

### 3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【65】 職員のマネジメント能力を高めるため、現行の「事務系職員等の研修の基本方針」の見直しを行い、職員の資質向上に資するプログラム等を整備する。

- ・【65-1】「事務系職員等の研修の基本方針」に基づき、研修を実施する。階層別研修においては、アンケート結果を踏まえ、必要に応じ内容を見直し、実施する。
- ・【65-2】事務系職員専門研修について、昨年度実施した第5ステージのアンケート結果を踏まえ、引き続き部課長も講師となる第6ステージのプログラムを整備し、実施する。また、（公財）大分県自治人材育成センター等への派遣研修についても引き続き実施し、研修を受ける機会の拡充を図る。

【66】 教育研究組織の見直しに対応するため、学部共事事務業務の一元化を図るなど、柔軟で効率的な事務体制を構築する。

- ・【66】引き続き共事事務業務の一元化を図りつつ、そこで拠出した人員を、大学の強みとなる部署に重点配置する。

### Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【67】 全学研究推進機構と産学官連携推進機構との連携により、大学全体の研究力の向上を図り、科研費の採択率を第2期中期目標期間末に比し、10%以上増加させる。また、産学官連携活動を推進し、共同研究・受託研究の合計件数を第2期中期目標期間末に比し、10%以上増加させる。

- ・【67-1】これまでに構築した支援体制のもと、外部資金採択率向上への支援や採択につな



げるため、科研費ステップアップ・大型化、個人研究から学内外共同研究チームの形成の促進を視野に、科研費やその他外部研究資金等申請書のブラッシュアップ等を行い、効果的な支援を行う。

- ・【67-2】「共同研究強化のためのガイドライン」に基づき、本学研究の強み・特徴を効果的に発信することにより、外部資金獲得を目指し、出展・研究成果発表・コーディネート活動等を行い、共同研究・受託研究の増加につなげる。

## 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【68】 物件費、水道光熱費、管理的経費の現状分析を行い、経費の抑制を行う。特に光熱費については、全体の使用量削減を確認するため総エネルギー量を基にした指標を用い、平成26年度単位面積当りエネルギー量（附属病院を除く。）を上回らないよう抑制する。

- ・【68】 光熱費（附属病院を除く）については、1㎡当たりのエネルギー使用量を平成26年度の0.889GJ/㎡以下とする。また、エネルギー管理区分毎の削減計画の実施や、省エネマニュアルの配布等による啓発活動を実施する。なお、これまで実施してきた経費削減方策を維持・検証することにより経費の抑制を図る。

## 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【69】 定期的に施設の利用状況の点検を行い、利用度が低い資産については、利用計画の変更など、効率的・効果的運用を行う。また、維持費削減のため、建物については保有面積の1%を削減する。

- ・【69-1】 鶴見臨海研修所の処分を行うとともに、中津江研修所及び上野丘東1団地については、引き続き処分の手続きを行う。
- ・【69-2】 施設の有効利用調査を基に、スペースの効率的・効果的な運用を図る。（建物の保有面積1%削減については、令和2年度に完了）

## IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【70】 教育、研究、業務・運営等に係る自己点検・評価の定期的な実施に加え、第三者評価に結び付くステークホルダー・ミーティング等の大学独自の取組を実施し、その結果を大学運営の改善に反映させる。

- ・【70-1】 令和2年度の実績に係る自己点検・評価を実施し、その結果及び学外者等の意見をIRセンター等での分析を踏まえて大学運営等に反映させる。
- ・【70-2】 令和3年度に受審する大学機関別認証評価の自己評価書を作成し、評価を受ける。
- ・【70-3】 第3期中期目標期間の4年目終了時評価の結果を受け、その結果を大学運営等の改善に反映させる。

### 2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【71】 大学広報誌、大学ホームページ、大学ポートレートにより、社会に向けた情報公開・情報発信を行うとともに、学生確保も見据えた戦略的な情報の公開・発信を推進する。なお、その公開・発信の方法はSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等時代の趨勢を見据えた効果的な方法を活用する。

- ・【71】 広報誌等について、学外に向けて積極的且つSNS等を活用して効果的に情報公開・情報発信し、志願者、企業・自治体、一般市民等のステークホルダーに合わせた戦略的な情報の公開・発信を維持する。

## V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

### 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【72】 キャンパスの整備と活用に係る基本的な計画であるキャンパスマスタープランに基づき、国の財政措置の状況を踏まえ、本学の機能強化を推進する施設整備や、施設・設備の老朽化対策並びにユニバーサルデザインに配慮した安全・安心な教育研究環境の整備、及び省エネや維持管理コスト削減等に資する環境負荷の低減対策を行う。また、既存施設の有効活用の観点から、新学部設置や学部改組については、基本的に既存施設で対応する。

- ・【72-1】 キャンパスマスタープランを踏まえ、本学の機能強化を推進する施設整備、施設・設備の老朽化対策及びユニバーサルデザインに配慮した安全・安心な教育研究環境の整備を行う。
- ・【72-2】 本学の環境方針を踏まえ、省エネ及び維持管理コスト削減等を行い、環境負荷の低減対策を行う。

### 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【73】 安全管理を徹底し、事故等を未然に防止するために、安全衛生管理体制の検証及び安全管理状況の定期的な点検を行うなど、必要に応じて改善と整備を実施することで体制を強化する。また、安全文化の醸成に向けた役職員の意識向上のため、安全管理・事故防止等に関するセミナー等を定期的実施する。

- ・【73-1】 昨年度実施した労働安全衛生法に係る化学物質の取扱状況等の調査結果に基づき、必要に応じて改善措置等を講ずる。
- ・【73-2】 安全管理・事故防止等に関するセミナー等を実施する。

### 3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

【74】 大学の諸活動における法令遵守を徹底し、大学の社会的責任を果たすため、コンプライアンス担当部署の設置など、学内のコンプライアンス体制を整備するとともに、教職員のコンプライアンス意識の高揚を図るため、教職員に対する研修会等を年1回以上実施し、各種マニュアル等を定期的に点検し、見直しを行う。

- ・【74】 コンプライアンス意識の高揚を図るための研修会等を、毎年度実施する。各種マニュアル等を点検し、必要に応じて改正する。

【75】 危機管理体制をより一層充実・強化させるとともに、構成員の危機管理に関する意識の高揚を図るためのセミナー等を年1回以上実施する。

- ・【75】 教職員の危機管理に関する意識の高揚を図るためのセミナー等を実施する。

【76】 USBメモリーの適切な取扱いを徹底させるなど、個人情報の適正な管理体制を確立するとともに、個人情報保護の重要性について、教職員に対する研修等を年1回以上実施する。

- ・【76】 研修等の実施を通じて、USBメモリーの適切な取扱いを含めた個人情報の管理に関する意識を涵養する。法令等の改正を把握し、本学の規定等を適切に改正するとともに、

個人情報保護に関する研修を大学全体の研修として位置付け、計画的に管理者研修や新採用職員研修などの職位別研修を実施する。

【77】 学生生活の安全・安心の観点に立ったハンドブックの作成やコンプライアンスに係る授業の充実など、学生の危機管理意識を高める支援システムを確立するための取組みを実施する。

- ・【77】 コンプライアンスに係る新入生ガイダンスを継続する。学生の危機管理意識を高めるハンドブックの見直しを行い、必要に応じて改訂する。また、災害時に学生の安否確認を行うシステムの実効性を高めるため、システムのアンケート機能や安否確認訓練を複数回実施する。

【78】 研究不正行為と研究費の不正使用を防止するために、関連する規定の周知を行うとともに、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」や「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を踏まえた教育、研修を実施し、適正な法人運営を行う。

- ・【78】 関連規程等の学内への周知徹底を図るとともに、「研究不正防止計画」に基づいた取組を着実に実施する。

【79】 公的資金の不正使用防止のため、教職員及び取引業者に対して説明会を毎年度開催し、会計ルール周知徹底を行う。

- ・【79】 研究費不正使用防止計画等に基づき、研修会・説明会・実地調査を行い、会計に関するルールの見直しを行うとともに周知徹底を図る。また、教職員の意識改革を推進する。

【80】 ワクチンソフトの必要数を確保し、外部記憶媒体等の管理を徹底して安全なICT環境を整備するとともに、情報セキュリティ対策を強化するため情報システムの利用ガイドライン等の内部規則を整備する。また、構成員の情報セキュリティに対する意識向上を図るため、研修・訓練を毎年度開催する。

- ・【80-1】 前年度の取組の検証に基づき、学術情報拠点マスタープラン及び大分大学情報セキュリティ基本計画に基づいた情報セキュリティ対策を実施する。
- ・【80-2】 学術情報拠点マスタープラン及び大分大学情報セキュリティ基本計画に基づき、情報セキュリティ意識向上のための教育・訓練を実施する。

**VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画**  
別紙参照

**VII 短期借入金の限度額**

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

2, 3 2 1, 4 5 1 千円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

**VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画**

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 重要な財産を譲渡する計画

(1) 鶴見臨海研修所の土地及び建物（大分県佐伯市鶴見大字有明浦字平間805番 土地 3899.29㎡、建物 999㎡）について、処分の手続を行う。

(2) 中津江研修所の土地及び建物（大分県日田市中津江村大字栃野2331番の3 土地 1693.18㎡、建物 658㎡）について、処分の手続を行う。

(3) 上野丘東1団地の土地（大分県大分市上野丘東 83 番 2 1820.89 ㎡）について、処分の手続を行う。

2 重要な財産を担保に供する計画

医学部附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

**IX 剰余金の使途**

○ 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究及び医療の質の向上並びに組織運営の改善に充てる。

## X その他

### 1 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予 定 額	財 源
・ 挾間団地総合研究棟改修（医学系）	総額 2, 0 9 8	施設整備費補助金 (6 5 6)
・ 旦那原団地ライフライン再生 (給排水設備)		
・ 旦那原団地講義棟改修		長期借入金 (1, 4 1 0)
・ 王子団地校舎改修		
・ 王子団地ライフライン再生 (給排水設備)		(独) 大学改革支援・ 学位授与機構施設費交 付金 (3 2)
・ 挾間団地附属病院多用途型トリアージス ペース整備事業		
・ 大学病院設備整備		
・ 小規模改修		

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

### 2 人事に関する計画

(1) 公平性及び客観性を確保しながら、「国立大学改革プラン」に沿った弾力的な人事・給与システムを構築するための措置

- ・ 新たな年俸制導入に伴い、新規採用者への適用及び既在職者（月給制）からの移行の推奨を行い、当該年俸制への適用を促進する。なお、新たな年俸制及び年俸制導入促進費を活用した旧年俸制適用教員については、引き続き業績評価を実施する。また、若手研究者の雇用を促進する。
- ・ 引き続き、混合給与制の制度について、各部局に周知し、活用を促進する。

(2) 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理を行うための措置

- ・ 全体の教職員に係る人件費管理のため、人件費シミュレーションを行い、適正かつ効率的な人事管理を実施する。

(3) ダイバーシティ社会を実現する大学運営を進め、女性教職員の活躍推進に取り組むための措置。

- ・ 引き続き、研究者のワーク・ライフ・バランス実現を図るため、子育て・介護中の研究者を支援する研究サポーター事業及び育児支援サービス補助事業を実施するとともに、旦那原キャンパスの保育支援の充実に取り組む。また、女性教員比率の向上を図るため女性教員比率のインセンティブを反映した予算配分を行い、女性研究者在籍割合20%を維持する。
- ・ 女性の管理職登用を推進するためのセミナー等を引き続き開催する。

(参考1) 令和3年度の承継職員数 1, 3 1 1人

また、非承継職員数\*の見込みを 6 3 8人とする。

※ 非常勤職員、再雇用職員、特任教員、勤務限定職員を除く

(参考2) 令和3年度の人件費総額見込み16, 9 2 0百万円（退職手当は除く）

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予 算

令和3年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	9, 574
施設整備費補助金	656
船舶建造費補助金	0
補助金等収入	940
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	32
自己収入	
授業料、入学金及び検定料収入	2, 926
附属病院収入	20, 786
財産処分収入	0
雑収入	250
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1, 604
引当金取崩	447
長期借入金収入	1, 410
貸付回収金	0
目的積立金取崩	539
出資金	0
計	39, 164
支出	
業務費	
教育研究経費	10, 967
診療経費	22, 748
施設整備費	2, 098
船舶建造費	0
補助金等	643
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1, 604
貸付金	0
長期借入金償還金	1, 104
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	0
出資金	0
計	39, 164

[人件費の見積り]

期間中総額16, 860百万円を支出する(退職手当は除く)。

注) 「運営費交付金」のうち、当年度当初予算額9, 068百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額506百万円。

注) 「施設整備費補助金」のうち、当年度当初予算額283百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額373百万円。

2. 収支計画

令和3年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	36,409
業務費	
教育研究経費	2,305
診療経費	11,854
受託研究費等	851
役員人件費	226
教員人件費	8,132
職員人件費	9,513
一般管理費	723
財務費用	70
雑損	0
減価償却費	2,735
臨時損失	0
収益の部	
經常収益	36,051
運営費交付金収益	8,900
授業料収益	2,799
入学金収益	390
検定料収益	100
附属病院収益	20,786
受託研究等収益	887
補助金等収益	786
寄附金収益	594
施設費収益	0
財務収益	6
雑益	357
資産見返運営費交付金等戻入	285
資産見返補助金等戻入	93
資産見返寄附金戻入	68
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	▲358
目的積立金取崩益	0
総利益	▲358

[収支が均衡しない理由]

- ・附属病院等における当期資産取得額及び借入金元金償還額等（1,895百万円）と見返勘定を伴わない減価償却費（2,253百万円）との差額（▲358百万円）

3. 資金計画

令和3年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	46,712
業務活動による支出	33,110
投資活動による支出	8,527
財務活動による支出	1,780
翌年度への繰越金	3,295
資金収入	46,712
業務活動による収入	35,568
運営費交付金による収入	9,068
授業料, 入学金及び検定料による収入	2,926
附属病院収入	20,786
受託研究等収入	912
補助金等収入	940
寄附金収入	579
その他の収入	357
投資活動による収入	5,394
施設費による収入	688
その他の収入	4,706
財務活動による収入	1,410
前年度よりの繰越金	4,340



別表（学部の学科、研究科の専攻等）

教育学部	学校教育教員養成課程 540人 (うち教員養成に係る分野 540人)
経済学部	経済学科 360人 経営システム学科 320人 地域システム学科 320人 社会イノベーション学科 160人 第3年次編入学 20人
医学部	医学科 650人 (うち医師養成に係る分野 650人) 看護学科 252人
理工学部	創生工学科 940人 第3年次編入学 14人 共創理工学科 600人 第3年次編入学 6人
福祉健康科学部	福祉健康科学科 400人
教育学研究科	教職開発専攻 40人 (うち専門職学位課程 40人)
経済学研究科	経済社会政策専攻 16人 (うち修士課程 16人) 地域経営政策専攻 24人 (うち修士課程 24人) 地域経営専攻 9人 (うち博士課程 9人)
医学系研究科	医学専攻 120人 (うち博士課程 120人) 看護学専攻 20人 (うち修士課程 20人)
工学研究科	工学専攻 294人 (うち修士課程 270人、博士課程 24人)
福祉健康科学研究科	福祉健康科学専攻 40人 (うち修士課程 40人)
教育学部附属小学校	630人 学級数 18

教育学部附属中学校	: 480人
	: 学級数 12
	: .....
教育学部附属幼稚園	: 144人
	: 学級数 5
	: .....
教育学部附属特別支援学校	: 60人
	: 学級数 9
	: .....